

## サービス利用規約

株式会社巴（以下、「甲」という。）は、甲が運営するウェブサイト「事故サポ」（以下、「本サイト」という。）を利用して甲が提供する集客支援に関するサービス（以下、「本サービス」という。）に関し、以下のとおり利用規約（以下、「本規約」という。）を定める。

### 第1条（本サービスの内容）

本サービスは、本サイトへの本サービス利用申込者（以下、「乙」という。）の運営する接骨院・整骨院・鍼灸院（以下、接骨院・整骨院・鍼灸院を併せて「治療院」といい、乙の運営する治療院を「乙の治療院」という。）の情報の掲載を主な内容とする。また、本サービスの対象となる乙の治療院は、現在ある乙の治療院だけでなく将来設立される乙の治療院も含み、その数は問わない。

### 第2条（契約の成立等）

- 1 甲乙間での本サービスの利用契約（以下、「本契約」という。）は、乙が本規約に同意の上で「『事故サポ』サービス利用契約に同意する」（以下、「申込書」という。）にチェック送信したときに、本規約の内容で成立するものとする。ただし、甲が申込みに対して承諾しない旨の意思表示を行ったときは、この限りでない。
- 2 乙は、本サイトの運営は「サイト運営方針」に従うものであることを承諾する。
- 3 本契約には、甲乙間で過去に締結された「サービス利用契約書」は適用されない。

### 第3条（本契約の変更）

- 1 甲は必要に応じて本契約の内容を変更することができるものとする。
- 2 本規約の変更は当社のウェブサイト上での掲示、電子メールの送信、郵送、その他当社が適当と判断する方法により通知がされた時点で有効となる。本契約が変更された場合、変更前の本契約は失効するとともに、乙は変更後の本契約に従って本サービスを利用する必要があり、本契約の変更に同意できない場合は本サービスの解約を申し出なければならない。
- 3 乙が本契約の変更後も本サービスを利用した場合、乙は変更後の本契約に同意したものとみなす。

### 第4条（掲載業務等）

- 1 甲は、本サイト内に乙の治療院の情報を掲載し、本サイト閲覧者に対して、乙の治療院の情報を提供する。ただし、本サイトには乙の治療院以外の治療院に関する情報も掲載されるものであることを乙は予め承諾する。
- 2 甲は、本サイトへの乙の治療院の情報の掲載、掲載情報の更新についての申請があれば、速やかに対応するものとする。

## 第5条（画像の掲載等）

- 1 乙は、甲に対し、甲が前条の情報掲載のため、本サイト上に乙の治療院に関する画像（乙が甲に対して提供したもののはか、公表されているもの全てを含む。）を掲載することを承諾する。
- 2 本サイトにおける乙の治療院の情報が掲載されたページについての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を含む一切の権利は、甲に帰属するものとし、乙は、著作者人格権等一切の権利を行使しないものとする。
- 3 本条は本契約終了後も効力を有するものとする。

## 第6条（情報提供）

- 1 甲は、本サイトに掲載された乙の治療院の情報を閲覧した者で乙の治療院に通院を希望する者（以下、「通院希望者」という。）の情報を得たときは、当該通院希望者の氏名、連絡先、通院希望日、事故日、その他乙が必要とする情報を電話・ファックス・電子メールのいずれかの方法によって、乙に対して速やかに通知し、通院希望者の情報を提供するものとする。
- 2 前項に基づき甲が情報提供を行う通院希望者は、交通事故を起因とし治療院への通院意思がある者に限るものとする。

## 第7条（通院希望者とのトラブル）

- 1 乙と通院希望者又は他の本サービス利用者との間でトラブル・紛争が生じた場合には、乙が自らこれを解決するものとし、甲は一切責任を負わないものとする。但し、通院希望者から甲に対して当該トラブル・紛争に関する相談があった場合には、当該トラブル・紛争の限りで、甲は、乙と協力して問題解決に向けた努力を行うものとする。
- 2 前項にかかわらず、同項のトラブル・紛争が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲は自己の責任においてこれを解決するものとし、万一、乙が通院希望者又は他の本サービス利用者に対して賠償義務等を負担することになった場合には、甲は当該賠償義務等の一切を乙に賠償するものとする。
- 3 乙が本契約に違反する方法で本サイトを利用したことに基づき、甲が他の本サービス利用者又は通院希望者からの賠償の請求を受け、甲がこれを賠償した場合、乙は当該賠償金を甲に補填するものとする。但し、他の本サービス利用者又は通院希望者の請求に理由がない場合又は損害の発生が乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合には、乙は何らの責任も負わないものとする。

## 第8条（通院希望者の通院状況の報告）

- 1 甲は、乙に対し、第6条に基づいて情報を提供した通院希望者の通院確認を電話・ファックス・電子メールのいずれかの方法で行うものとする。
- 2 乙は、前項に基づいて通院確認の報告を求められた場合、電話・ファックス・電子メールのいずれかの方法で報告を行うものとする。

## 第9条（報酬）

- 1 通院希望者が乙の治療院に1回以上通院し、かつ、施術が自賠責保険の適用対象となる場合、乙は甲に対し、情報掲載の報酬として、申込書記載の金額を支払う。また、施術が労災保険の適用対象となる場合、報酬の額は、50,000円（税別）とする。ただし、甲から乙に対する通院希望者の情報提供以前に、当該自賠責保険、労災保険に係る事故による症状のために乙の治療院に通院実績がある者は、支払対象外とする。
- 2 甲は、前項の定めに基づきその通院について報酬が支払われることとなる通院者（以下、「通院実績者」という。）の氏名等を記載した「通院実績者確認書」（以下、「確認書」という。）を乙に対して送付し、乙は、確認書の受領後1ヶ月以内に、確認書に押印の上、甲に対してファックス又は電子メールにより返送する。
- 3 甲は、乙に対し、通院実績者の治療費合計が通院実績者に係る報酬の額（税別）に満たない場合に限り、乙の申し出によって、通院実績者の治療費合計と通院実績者に係る報酬の額（税別）との差額分を返金するものとする。通院実績者の治療費合計は保険会社が発行する払込証明書によって判断されるものとする。

## 第10条（支払方法）

- 1 甲は、前条の確認書に基づき、毎月末日締めにて通院実績者に係る報酬の額を計算し、翌月15日までに請求書を乙に交付するものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の請求額を支払期日までに甲の指定する銀行口座に支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の支払期日までに支払を行わなかったときは、支払日まで年14.6%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

## 第11条（乙の禁止行為）

- 1 乙は、本サービスの利用に際して、以下の行為を行なってはならない。
  - (1) 提供情報として虚偽または不正確な情報を提供する行為
  - (2) 法令に違反する行為
  - (3) 正当な理由なく、本サイトの運営サーバーに負荷をかける行為
  - (4) 本サイト閲覧者のアクセス又は操作を妨害する行為
  - (5) 本サービスの運営又はネットワーク・システムの運営を妨害する行為
  - (6) 他人の名誉・信用・プライバシー権・パブリシティ権・著作権・その他の権利を侵害する行為
  - (7) 本サイト閲覧者に対する誹謗中傷、脅迫、嫌がらせ、その他経済的損害を与える行為
  - (8) コンピューターウィルスなどの有害なコンピュータープログラムを本サイトを通じて送信する行為
  - (9) 権限がないにもかかわらず他人の名称を勝手に用い、もしくは、第三者の代理人であると偽り、又は、第三者（自然人・法人・法人格のない組織の如何を問わない）と提携・協力関係にあると偽る行為
  - (10) 本サイト閲覧者が保有する個人情報を収集・蓄積する行為
  - (11) 本サイトに掲載された記載（但し、乙情報ページの記載情報は除く）を、甲に無断で複製、転載する行為
  - (12) 本サイトに掲載された情報を改ざんする行為
  - (13) 本契約に違反する行為
- 2 乙が前項に違反した場合には、甲は乙の治療院の情報が掲載されたページを本サイトから削除することができるものとする。
- 3 乙は、本条第1項第1号に違反した場合、違約罰として甲に対して500,000円を支払うほか、乙の違反行為によって甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の違約罰及び損害賠償金の支払期日は乙の治療院の情報が掲載されたページを本サイトから削除した翌月末日とする。乙は、同日までに支払を怠ったときは、支払日まで年率14.6%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

## 第12条（本サービスの停止）

- 1 甲は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、本サービスの全部又は一部を停止又は中止することができるものとする。この場合、乙は、甲に対し、本サービスの停止又は中止に伴う損害の賠償を求めるることはできないものとする。
  - (1) 本サイトを運営するサーバーの保守点検作業
  - (2) 火災、停電などの発生、又は、本サービスの提供に供する機器・設備の故障・障害により本サービスの提供ができなくなった場合（但し、甲又は甲から委託を受けた第三者の責めに帰すべき事由に基づく場合は除く）
  - (3) 前号のほか、天変地変などの不可抗力によって本サービスの提供ができなくなった場合
- 2 甲は、前項のほか、やむを得ない事由によって本サービスの提供を終了せざるを得ない場合には、その旨をウェブサイトに通知し、本サービスの提供を終了することができるものとする。

## 第13条（本契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は乙が甲に対して申込書を送付した日から1年間とし、有効期間満了日の2ヶ月前までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、更に1年間延長し、以後も同様とする。

## 第14条（解除）

- 1 甲及び乙は、相手方に以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、事前の通知・催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約の義務に違反したとき
  - (2) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき
  - (5) 第三者から仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
  - (6) 破産、特別清算、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、又は自らこれを申立てたとき
  - (7) 解散、合併、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- 2 前項による解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

## 第15条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方に関する営業上、技術上、その他業務の上的一切の情報（通院希望者の情報を含む。以下、「秘密情報」という）を秘密として取り扱い、事前に相手方からの書面による承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示又は漏洩させてはならず、又、本契約の遂行の目的以外では一切使用してはならない。
- 2 前項の秘密情報には相手方の顧客、従業員に関する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができる情報を含む））を含むものとする。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に含まないものとする。
  - (1) 当該情報を知得する時点で公知であったもの
  - (2) 当該情報を知得した後に、自らの責めによらずに公知となったもの
  - (3) 当該情報を知得する以前から自ら保有していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく知得したもの
  - (5) 相手方の秘密情報によることなく、独自に開発した情報
- 4 第1項の規定にかかわらず、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合には、秘密情報といえども、甲又は乙は、これを当該命令等に応じて開示することができる。但し、この場合、可能な限り、事前に相手方に開示の事実と開示の範囲を通知するものとする。
- 5 甲及び乙は、事前に相手方からの書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を複製してはならない。
- 6 甲及び乙は、相手方の秘密情報を自己の役員または従業員に開示する場合、秘密情報を知る必要性がある者に限って、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。この場合、甲及び乙は、当該役員又は従業員に対して自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全て責任を負うものとする。
- 7 甲又は乙から相手方に開示されたすべての秘密情報は各開示者に帰属するものとし、秘密情報の開示によって特許権、商標権、著作権、その他いかなる権利も譲渡されるものではないことを甲及び乙は確認する。
- 8 甲及び乙は、本契約が終了した場合（終了原因を問わない）、又は相手方から要求があったときは、秘密情報（複製を含む）を相手方の指示に従って返還または破棄するものとする。
- 9 本条は本契約が終了後も有効とする。

## 第16条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に関して、その責めに帰すべき事由によって相手方に損害を与えた場合には、これを賠償すべき義務を負う。

## 第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団これらに準ずる者などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確する。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告したことが判明した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

## 第18条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して訴訟の必要性が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所としてことで合意する。

## 第19条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

令和7年9月1日作成

株式会社巴

代表取締役 鵜澤周平

〒146-0085

東京都大田区久が原3-39-3 オーバルK110号

03-6410-2410

